



# 特許権に基づく税関における 輸入差止に関する一考察

2018年度特許第2委員会第5小委員会

発表者：矢ヶ部 喜行（フィリップス・ジャパン株式会社）



# 目次

1. 研究の目的
2. 特許権に基づく水際取締の実態
3. 水際取締手続きの詳細
4. 現行制度への提言

# メンバー紹介

## 2018年度特許第2委員会第5小委員会のメンバー（11名）

矢ヶ部 喜行（フィリップス・ジャパン）  
田上 彦紀（日立製作所）  
野口 貴史（リコー）  
伴 昌樹（日清製粉グループ本社）  
前田 亨（NTTドコモ）  
出石 聡子（サントリーホールディングス）  
倉持 俊克（本田技研工業）  
野尻 絢太（浜松ホトニクス）  
野田 玲（SUBARU）  
松岡 宏紀（セイコーエプソン）  
山田 雄大（三菱ケミカル）



# 1. 研究の目的

- ◆ 特許権に基づく税関における輸入差止（水際取締）は、効果・インパクトとして民事訴訟による差止に匹敵するにもかかわらず、特許実務者には馴染みが薄いと思われる
  - 特許実務者向けに、特許権に基づく水際取締を詳しく解説
  - 特許権者・輸入者双方にとってより良い制度を考察及び提言



## 2. 特許権に基づく輸入差止の実態

◆ 東京税関における平成26-30年の知的財産権侵害物品の差止状況

上段: 件数  
下段: 点数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
特許権	1	4	33	9	3	33.3%	0.0%
	60	872	93044	20,588	27,839	135.2%	12.7%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
意匠権	15	30	48	87	160	183.9%	2.2%
	28,785	2,927	2,205	55,355	30,008	54.2%	13.7%
商標権	10,059	8,815	8,192	8,218	6,923	84.2%	96.0%
	286,701	212,318	145,146	104,671	132,416	126.5%	60.3%
著作権	128	173	151	118	127	107.6%	1.8%
	4,411	4,001	7,442	11,991	29,313	244.5%	13.3%

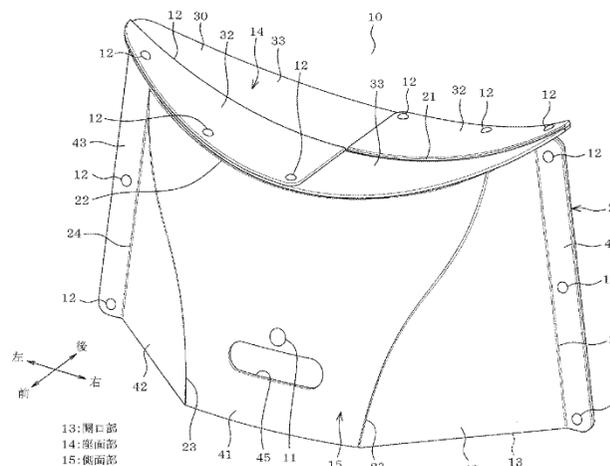


## 2. 特許権に基づく輸入差止の実態

### ◆ 輸入差し止めの例

実際に差し止められた侵害物品

折りたたみ椅子（特許権）



(参考) 税関が受理している輸入差止申立ての例 (写真は全て真正品)

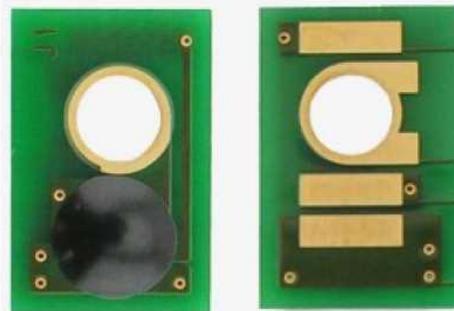
日清フーズ株式会社

乾麺パスタ (特許権)



株式会社リコー

メモリ装置 (特許権)



株式会社クロスフォー

ペンダント、ペンダントトップ (特許権)





## 3. 特許権に基づく輸入差止の手続き

### ◆ 税関による輸入差止とは・・・

#### － 関税法第六十九条の十一

1. 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。
  - － 九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
2. 税関長は、前項・・・第九号・・・に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

#### － 同法第六十九条の十二

1. 税関長は、・・・輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号・・・に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、・・・当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続(以下この款において「認定手続」という。)を執らなければならない。

#### － 同法第六十九条の十三

1. 特許権者・・・は、自己の特許権・・・を侵害すると認める貨物に関し、・・・税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が・・・輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長・・・が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。



### 3. 特許権に基づく輸入差止の手続き

- ◆ 税関長は、職権にて(権利者からの要請が無くとも)、特許権侵害物品を取り締まること (i.e. 認定手続きを開始すること) ができる



- ◆ しかし実際には、特許権侵害を税関のみで判断することは困難

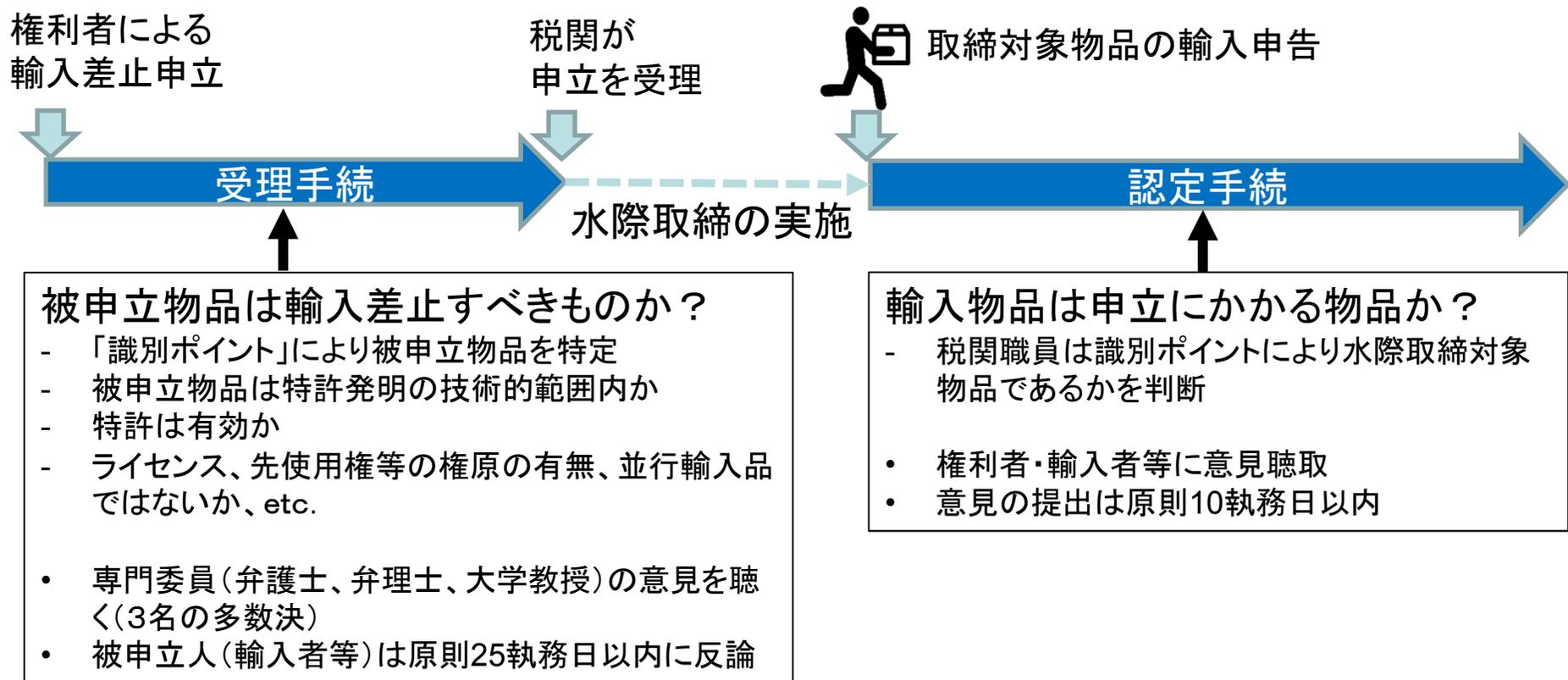


- ◆ そこで、特許権者からの輸入差止申立てを受け付ける



### 3. 特許権に基づく輸入差止の手続き

#### ◆ 水際取締の流れ





### 3. 特許権に基づく輸入差止の手続き

#### ◆ 「特許請求の範囲」と「識別ポイント」との関係

##### 仮想事例：衣料用洗剤の特許

###### 【請求項1】

成分a, 成分b, 成分c  
を有する衣料用洗剤。

受理手続において

- ・イ号が技術的範囲に属するか  
(成分分析など)
  - ・特許の有効性、etc
- が議論されて、申立の受理、不  
受理、保留を決定



###### 識別ポイント

- ・型番
- ・商品名
- ・パッケージのデザイン
- ・etc

水際取締を実施中に、税関職員は「識別ポイント」で取締対象物品を特定する。

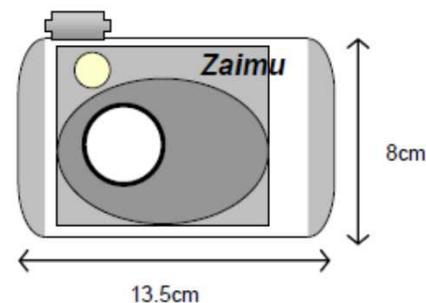
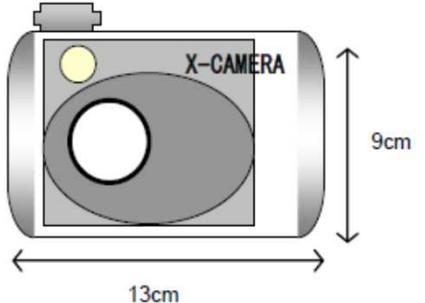
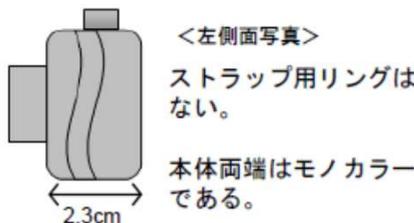
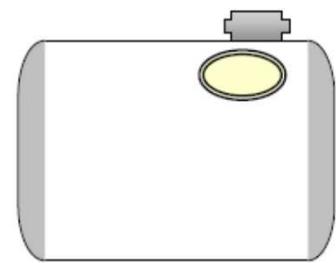
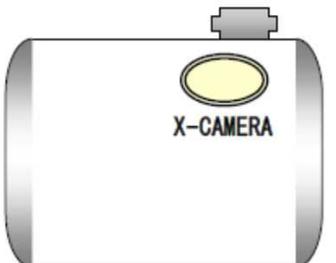
取締対象物品を発見すると、一旦留め置いて認定手続に入る

税関職員は、「特許請求の範囲」に基づいて取締対象物品を特定しているのではなく、識別ポイントに基づいて特定している。

→化学物質の特許でも水際取締可能(実例あり)



### 3. 特許権に基づく輸入差止の手続き

真正商品 (権利者製品)	侵害物品 (差止対象)
<p>&lt;正面写真&gt;</p>  <p>13.5cm</p> <p>8cm</p> <p>撮影レンズの右上部に権利者のメーカー名である「Zaimu」の表記がある。</p>	<p>&lt;正面写真&gt;</p>  <p>13cm</p> <p>9cm</p> <p>撮影レンズの右上部に「X-CAMERA」の表記がある。</p>
<p>&lt;左側面写真&gt;</p>  <p>2.3cm</p> <p>ストラップ用リングはない。</p> <p>本体両端はモノカラーである。</p>	<p>&lt;左側面写真&gt;</p>  <p>2cm</p> <p>ストラップ用リングが取り付けられている。</p> <p>本体両端はグラデーションカラーである。</p>
<p>&lt;背面写真&gt;</p>  <p>背面に表記は存在しない。</p>	<p>&lt;背面写真&gt;</p>  <p>ファインダーレンズの下部に「X-CAMERA」の表記がある。</p>



税関の「識別ポイントに係る資料」より抜粋

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/tokuzituipointto20130101.pdf>



### 3. 特許権に基づく輸入差止の手続き

#### 「識別ポイントに係る資料」作成上の留意点

- 識別ポイントは、税関が侵害疑義物品を発見するための参考となるポイントです。
- 真正商品又は侵害物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害物品を識別するポイントや方法を記載してください。権利の内容と直接関係しない事項でも構いません。
- 記載にあたっては、
  - ・真正商品又は侵害物品の全体が分かるようにしてください。
  - ・識別のポイントとなる箇所全体の全体から見た位置が分かるようにしてください。
  - ・可能な限り、鮮明な画像としてください。

税関の「識別ポイントに係る資料」より抜粋

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/tokuzituipointto20130101.pdf>



## 4. 現行制度への提言

◆ 論説にて下記3点について現行制度への提言をしました

1. 意見提出の準備期間の短さ
2. PAEによる輸入差止申立ての問題
3. 情報の開示について



# 4. 現行制度への提言

## ◆ 「意見提出の準備期間の短さ」について

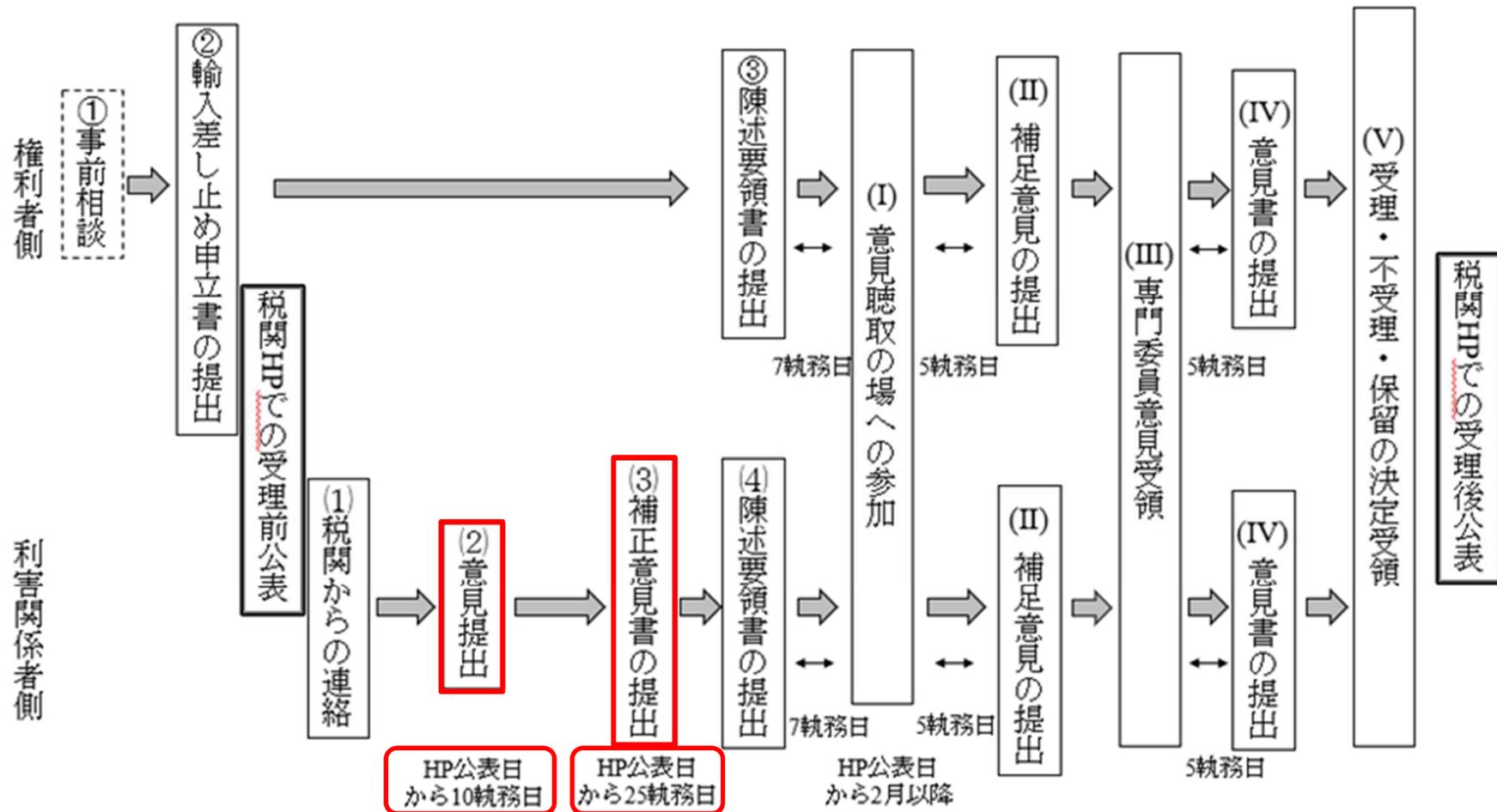


図2 申立て手続のフローチャート

\*: 争点の追加は補正意見書まで可能





# 4. 現行制度への提言

## ◆ 「意見提出の準備期間の短さ」について

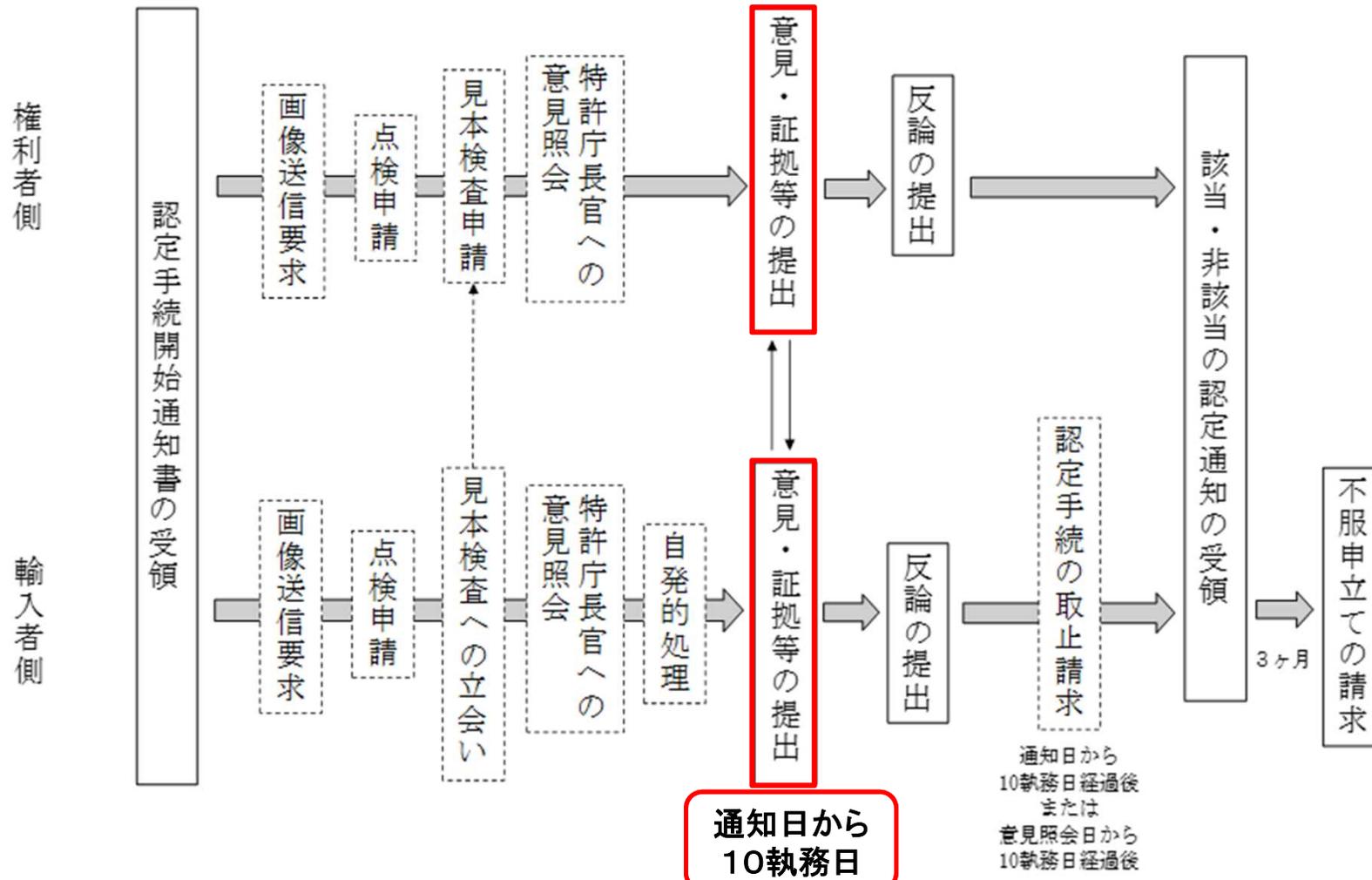


図3 認定手続のフローチャート





## 4. 現行制度への提言

### ◆ 「意見提出の準備期間の短さ」について

#### － 意見書提出期間の延長を提言

- 例えば、申立て手続きにおける意見書提出期間として以下の期間を提言
  - － 知財裁判実務の弁論準備期間と同等程度(50日程度) or
  - － 拒絶理由通知応答, 拒絶査定不服審判請求と同等程度(2～3ヶ月程度)
- 認定手続きにおける回答期限の職権による延長規定を柔軟かつ当事者に分かり易い形で運用することを希望



## 4. 現行制度への提言

- ◆ 「PAEによる輸入差止申立ての問題」について
  - 現行制度では輸入差止申立人適格に制限なし
    - PAE (Patent Assertion Entity) による制度悪用の虞れ
  - 米国ITCによる関税法第337条に基づく知的財産権を侵害する物品の輸入を停止させる排除命令は、国内産業要件を満たす必要あり(同条は米国の国内産業の保護を目的)
  - 日本でも、特許法の法目的に照らして、同様の要件を課すことを提言
    - 一案: 「日本国内における, 対象となる特許発明に関連する所定以上の経済活動」



## 4. 現行制度への提言

### ◆ 「情報の開示」について

#### － 申立て受理前の情報

- 申立てがあった旨が税関HP上で10執務日の間公表され、その後削除

→ 申立ての受理・不受理決定まで公表期間を延長すること or 新規申立て自体や受理・不受理の決定についての通知サービス(電子メール等)の創設を提言

#### － 申立て受理後の情報

- 公表内容は、「特許番号と請求項」と「侵害物品の品名」(トナーカードリッジ、メモリ装置などの一般的名称程度)のみ
- 専門委員の判断に関する資料は公表されず

→ 識別ポイント・営業秘密等を除き、申立て手続きに関する情報を原則公表とすることを提言

# ご清聴ありがとうございました

論説では下記についても記載しています。ご興味のある方はご一読ください。

- 現行制度成立に至る歴史
- 不服申立て手段について
- 輸入申立ての受理事例紹介
- 輸入差止後に特許権の無効審決が確定した場合の輸入者への救済

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会





## 受理前公表の内容

知的財産侵害物品に対する輸入差止申立て受理前公表一覧

令和元年8月7日

知的財産種別	知的財産の内容 (権利の登録番号)	侵害すると認める物品の品名	差止申立人(法人番号)	申立先税関及び連絡先	公表日	意見を述べることができる期間
			申立人連絡先(電話番号)			
商標権	<b>WORK</b> (第4283462号)  <b>WORK</b> (第5856666号)	自動車用ホイールのセンターキャップ、ステッカー	株式会社ワーク	大阪税関 業務部 知的財産調査官 (06-6576-3318)	令和元年7月25日	令和元年8月7日
			柳野国際特許事務所 (06-6394-4831)			

## 受理済申立ての公表の内容

権利種別	権利の内容	侵害物品の品名	申立の有効期間 (情報の継続期間)	差止申立者(情報提供者)・法人番号 連絡先名 連絡先電話番号
特許権	ブレードセットの特許発明【特許第6126750号(請求項1)】	充電式電動ボディークルーマー	自:平成31/2/20 至:令和2/4/14	コーニンクレッカ フィリップス エヌ ヴェ 株式会社フィリップス・ジャパン 03-3740-5019



## 税関の知的財産侵害物品の水際取締り制度の目的

### ① 公益の保護

～ 正当な経済活動を保護する必要性

### ② 健康・安全への脅威の除去

～ 偽造医薬品、電気部品等の流布

### ③ 組織犯罪への加担の防止

我が国警察の知財侵害物品検挙事件(2010年)での暴力団関与率は5.5%(件数ベース)

出典：2011年2月 警察庁発表資料

財務省 東京税関 業務部 総括知的財産調査官 平成25年1月 資料「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」